

錦江町農業委員会総会議事録

○ 開催日時 平成26年5月20日(火) 午後2時00分から

○ 開催場所 錦江町 庁議室

○ 出席委員(20人)

会長 宿利原勝吉

会長代理 近川 正人

委員 2番 鈴 一磨

〃 3番 東郷 輝昭

〃 4番 木原 光郎

〃 5番 厚ヶ瀬博文

〃 6番 黒瀬 正

〃 7番 牧原 昇

〃 8番 鍋 康博

〃 9番 樋渡 俊信

〃 10番 平原 栄

〃 12番 貫見 和洋

〃 13番 鮫島 廣幸

〃 14番 猪鹿倉昭雄

〃 15番 落司 順一

〃 16番 畠中 正秋

〃 17番 寺田 郁哉

〃 18番 安水 義文

〃 19番 徳永 哲朗

〃 20番 基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 附議事項

議案第 2号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)について

議案第 3号 農地法第3条許可申請について

議案第 4号 農地法第5条許可申請について

- 議案第 5号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について
- 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について
- 議案第 7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について
- 議案第 8号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・強化について
- 議案第 9号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動（案）について

議 長 只今より平成26年度第2回錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。
本日の総会の出席は全員出席であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に13番 鮫島委員と14番 猪鹿倉委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。

事務局 (会務報告と説明)

議 長 只今の会務報告について、ご質問はございませんか。

全委員 (発言なし)

議 長 ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。

「議案第2号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第2号 錦江農業振興地域整備計画の変更(除外)について」を説明いたします。

本件は、錦江町へ申し出のあった農業振興地域(農用地利用計画)の変更(除外)について、5月13日付けで農業委員会に対して町長から意見を求められているものであります。

申請者は、有限会社 K商事さん、麓自治会に事業所のある法人です。

この件につきましては、急を要するとのことで農地法第5条による転用の許可申請も出されていますので、議案第4号で審議をしていただきます。

申請地は、馬場平和平1011番1、地目は田、地籍は670㎡で、変更の目的は倉庫建設及びコイン精米機設置となっています。

また、土地の名義人は、F・Sさん、M町在住の方です。

4ページからは変更申出書の写しを添付してありますが、5ページの下方が隣接農地の所有者の同意書、6ページは事業計画書、7・8ページは位置図、9・10ページは平面図です。11ページは、地主の宅地であるという話だけで、十分な確認もせず事前着工をしたことに対する始末者を添付しての申請であります。場所はタイヨーの駐車場がありますが、町道を隔てて手前になります。

担当調査委員は、10番 平原委員です。以上です。

議 長 　　ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員の調査報告をお願いします。
10番 平原委員、お願いします。

10番 平原委員 　　報告いたします。15日の午前中に会長・事務局・私とで調査したんですが、この場所は今事務局から説明があったように、〇〇〇一の駐車場と道路を挟んで角の場所です。ここは昔、私の記憶ではN協の集荷所があったような気がして農地だった記憶がないんです。で、このように始末書も書いてございますが、Kさんの方で確認も取らずにしたというふうに、始末書が出ている訳ですけども、場所的には別に精米機とかありますけれども、ゴミとか、そういう苦情も出る場所でも無いと思われます。皆さんの審議をよろしくお願いします。以上です。

議 長 　　ありがとうございました。
　　ただいま担当委員から調査報告がありましたが、何か質問はありませんか。

15番 落司委員 　　そん頃はN協も、そげなどをせんじ倉庫を建てたとういことじゃいなあ。

10番 平原委員 　　多分じゃっち思います。
　　集荷所しか記憶がね一訳おなあ。

17番 寺田委員 　　集荷所の横にビワハウスがあったとなあ。

10番 平原委員 　　農地で、田んぼにした記憶がねとをなあ。
　　もう20年、30年前じゃつでやあ。

17番 寺田委員 　　ほんのこち30年ばっかい前じゃどなあ。

10番 平原委員 　　それから埋め立てて、〇〇〇一が出来るときあそこに仮事務所を作って、現場事務所しか記憶がねとおなあ。それとつても多分無許可じゃと思う。

7番 牧原委員 　　Kのあそこんとを移設すつたあろかい。

10番 平原委員 　　あそこんとを直したとお。あそこは苦情が出て。

議 長 　　この件につきましては皆さんも今聞かれたとおり、始末書も出ております。
異議はございませんか。

委 員 　　(委員の中から「なし」の声)

- 議 長 質疑なしと認めます。
「議案第2号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について」を採決します。
お諮りします。議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
- 委 員 （委員の中から「異議なし」の声）
- 議 長 異議なしと認めます。したがって、「議案第2号 錦江農業振興地域整備計画の変更（除外）について」は、原案のとおり承認することに決定しました。
- 議 長 次に、「議案第3号 農地法第3条許可申請について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 それでは、「議案第3号 農地法第3条許可申請について」説明いたします。
受付番号1号の譲渡人は、K・Kさん M県在住の方です。一方、譲受人はK・Hさん、K自治会の方です。この申請は売買による所有権移転となっています。
申請地は、神川字木場下2897番、地目は田、地籍は369㎡
次が、神川字木場下2899番、地目は田、地籍は415㎡で、
2筆の合計は784㎡です。
K・Hさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地9,225㎡、小作地1,660㎡となっています。
なお、この2筆の売買価格は78万5千円となっています。
担当調査委員は、19番 徳永委員です。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員の調査報告をお願いします。
19番 徳永委員、お願いします。
- 19番 徳永委員 今の説明のとおり、先月のあっせん申し出の物件です。この場所は現在Kさんが耕作をされておりまして、Kさんをまず最初に売買の交渉相手としたところ、買いましょうということになりまして話がスムーズに進んだところです。
Kさんは家族3人でされておりまして、自分の田んぼ、借りている小作地を含めて良く管理をされておりまして、農機具もコンバインやら含めて揃っておりますので、何ら問題は無いと思います。よろしくをお願いします。
- 議 長 ただ今、担当調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

「議案第3号 農地法第3条許可申請について」を採決します。

お諮りします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第3号 農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、「議案第4号 農地法第5条許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農地法第5条許可申請について」を説明します。

本件については、議案第2号との関連で先ほど説明申し上げましたとおり、コイン精米機及び倉庫の建設用地として転用するものであります。

申請人は、貸し人のF・Sさんと、借り人の有限会社 K商事さんの連名となっています。

位置図、現況図等については、16ページから添付してあります。

担当調査委員は、10番 平原委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員の調査報告をお願いします。
10番 平原委員、お願いします。

10番 平原委員 先ほど説明をしたとおりです。先ほどは除外で今度は5条申請で、1台は許可なく座っている訳ですが、もう1台据えて倉庫もということで、場所的にも問題無いということで、先ほども許可を頂きましたので、別の問題無いかと思えます。
以上です。

議長 ただ今、担当調査委員から調査報告がありましたが、議案4号については、質疑はありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

議 長 「議案第4号 農地法第5条許可申請について」を採決します。
お諮りします。
議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。
したがいまして、「議案第4号 農地法第5条許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定しました、

議 長 次に、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について」議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の錦江町長に対する要請について説明いたします。
資料は21ページでございます。
受付番号1号の譲渡人はM・Yさん M自治会の方です。
申請地は、
城元字池ノ尾4620番4、地目は畑、地籍は2,034㎡
城元字池ノ尾4620番5、地目は畑、地籍は2,640㎡で、
2筆の合計は4,674㎡となっています。
この案件は、(旧)農地保有合理化事業、現在は農地中間管理機構の特例事業といいますが、この事業によりまして、公益財団法人鹿児島県地域振興公社が取得希望者に代わって一定期間取得し、取得希望者は賃貸借によって耕作し、契約期間までに買い取るものでありますが、取得希望者は、K・Tさんで、3年後の取得を予定していらっしゃいます。
利用権設定につきましては、6月の定例総会に提出の予定でございます。
担当調査委員は、18番 安水委員です。以上です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当委員の調査報告をお願いします。
18番 安水委員、お願いします。

18番 安水委員 はい。報告申し上げます。この件に対しまして、5月2日の日に耕作者ともども現地調査をするということであったんですけども、私の方が勘違いしまして、前もっては場所は見えていたんですけども、当日、立ち合いが出来ず申し訳ございませんでした。公社から譲り受けるというK・Tさんの方とも話して、後

18 番
安水委員 日確認といたしますか、本人とも話して確認をして来ました。場所につきましては、池田団地の南部開発地の中でありまして、公園のトイレがある近くの畑です。道路沿いに近い畑でありまして、そこはM・Yさんの方が買って下さいということで、Tさんの方が公社の方に買いたいという申し出をしまして、公社の方が動いたということで、直接農業委員会の方には無かったですけれども、報告を受けましたので現地調査をしました。Tさんにつきましては皆さんもご存じのとおり、認定農家でもありますし、たばこ、干大根、かんしょ等、大規模に仕事をされている方ですので、何ら問題はありませぬ。錦江町の基本構想ある要件も全部満たしていますので、何ら問題は無いと思えますが、価格につきましては反当55万ということで設定がされておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議 長 　　ただ今、担当調査委員から調査報告がありましたが、議案5号について、質疑はありませぬか。

8 番
鍋 委員 　　いま南部開発団地ということであったんですが、私は土地改良区の役員もしている訳ですけれども、特に債権管理委員会というところに所属してまして、最近滞納者が非常に多くなっているという現状にありまして、こういう問題が発生した時には、是非とも間に立った方が賦課金の関係をどちらがどういう形になったというようなところを、この場合は3年後ということですので、購入された場合は名義が変わりますから良いですけれども、そういうところは確認をして頂きたいというふうに思えますので、よろしくお願ひいたします。

18 番
安水委員 　　公社が中に入って、公社がする場合にも出てくるんですかね。

7 番
牧原委員 　　公社は別もんやろだい。

11 番
宿利原委員 　　まだ借りちよったじあなあ

8 番
鍋 委員 　　そういうことがあれば、確認して下さいと言ったとことです。Mさんが払うのか。Kさんが払うのかそういうところを。

事務局 　　支払いは、購入予定者のKさんの方になると思えます。

11 番
宿利原委員 　　いま鍋さんが言われたのは、南部開発地を購入された場合は土地改良区にということですか。そういうことであれば、土地改良区の代表者がいるわけだから、その人が農業委員会と土地改良区とのパイプ役をしてもらえばスムーズに進んで行くんじゃないかと思えますが。

18番 安水委員 そういふのをば土地改良区の中で報告をして頂ければ、委員会の方も一々というか、本当は本人たちがやって・・・・・・・・。

8番 鍋委員 土地改良区の方でも役員会や理事会があった時には、農業委員会にもそういうふうなものがあった時には、連絡を頂きたいというような申し出もしてあるというようなことも聞いたりしているものだから、昨年とういふかそういった滞納が多くなってきている状況にあるもので、今後こういうような問題が上がってきたときには当たった方は、報告する必要はないかもしれないけれども、そういうような話、どっちがどうするかというのはその場で伝えてもらいたいというようなことで、お願いできないかというように思います。

4番 木原委員 提案ですが、事務局同士で、成立した場合は土地改良区に情報を言ってもらえば一番良いんじゃないかと思うんですが。というのが土地改良区の職員が私と親戚が一人いるもんだから、その情報を教えてくれと行って、売買が成立した分は情報は言ったりしてきたんだけど、出来れば事務局で、こうして成立したからと行って、そこあたりは解っているんだから、そっちの方がいいんだと思うんだけど。

事務局 事務局としては、この中でいろいろと売買があったという情報を、いくら土地改良区であっても、こちらから単に提供するというのはおかしいと思うんです。年に1回そういうのがあれば、3月に1年間の売買情報を提供してくれということで、土地改良区の方は公文で出して指示してくだされば出します。

やはり個人情報なので、名義が変わったのは調べれば解ることなんでしょうけれども、だからと行って事務局の方から簡単にというわけ訳にはいかないんで、これは両根占土地改良区の方にもいいました。情報があれば教えますけれども、一応依頼をくださいというのは言いました。

賦課金を賦課する前に情報提供をしてくださいということで文書依頼をして頂ければ回答します。

議 長 そのように土地改良区の方に取り計らって頂きたいと思います。

議 長 この件について、他に意見はありませんか。

委 員 (委員の中から「ありません」の声)

議 長 質疑なしと認めます。

「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」を採決します。

お諮りします。

議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 （委員の中から「異議なし」の声）

議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について」は、原案のとおり決定しました。

議 長 「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」議題とします。

お諮りします。

会議資料のとおり、今回は25筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委 員 （委員の中から「異議なし」の声）

議 長 異議なしと認めます。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号21号から28号までを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号21号から28号までを説明いたします。

受付番号21号の貸し人は、M・R一さん、K市在住の方です。

申請地は、

馬場字染川4377番3 現況地目は田、地籍は977㎡です。貸付期間は平成26年6月1日から平成31年12月14日まで、小作料は米（粳）1俵となっています。

借り人は、S・Hさん、S自治会の方です。経営状況は、世帯員5名、従事者4名、自作地13,369㎡、小作地34,463㎡で、水稻・甘しょを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日です。農業機械の所有状況は、トラクター、ポテカルゴ各2台、田植機、コンバイン、トラック、各1台となっています。

事務局

次の、受付番号22号から24号の貸し人は、S・Yさん、S自治会在住の方です。

申請地は、

22号が、馬場字旭原4225番8、現況地目は田、地籍は744㎡

23号が、馬場字田神4348番3、現況地目は田、地籍は303㎡

24号が、馬場字昭和5638番9、現況地目は田、地籍は722㎡

で、3筆の合計は1,769㎡となります。

貸付期間は、平成26年6月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、全部で米（粳）4俵となっています。

借り人は、受付番号21号と同じ、S・Hさんとなっています。

受付番号21号から24号までの担当調査員は、2番 鈴委員です。

事務局

次の、受付番号25号の貸し人はU・R子さん、O市在住の方です。

申請地は、

神川字岩渕1008番2、現況地目は畑、地籍は1,394㎡です。

貸付期間は、平成26年6月1日から平成31年12月14日まで、小作料は、1万円となっています。

借り人は、M・Kさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、小作地1,000㎡で、インゲン、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は180日です。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

担当調査員は、7番 牧原委員です。

事務局

次の、受付番号26号の貸し人はK・Hさん、T自治会在住の方です。

申請地は、

馬場字山之口ノ上2169番、現況地目は田、地籍は3,018㎡です。

貸付期間は、平成26年5月21日から平成36年12月14日まで、小作料は、15万円となっています。

借り人は、T・Kさん、T自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員6名、従事者4名、自作地5,541㎡、

小作地1,309㎡で、ピーマン、インゲン、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日です。農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

事務局

次の、受付番号27号、28号の貸し人は、T・Kさん、T自治会在住の方です。申請地は、

27号が、馬場字寺前ノ上2062番1、現況地目は田、地籍は1,542㎡

28号が、馬場字寺前ノ上2064番1、現況地目は田、地籍は1,600㎡

で、2筆の合計は3,142㎡となっています。

貸付期間は、平成26年5月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、受付番号26号と同じ、T・Kさんです。

受付番号26号から28号までの担当調査員は、10番 平原委員です。以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

まず、受付番号21号から24号について、2番 鈴委員、お願いいたします。

2番
鈴委員

この件については、前々から闇小作で作っていらっしゃったんですが、今回利用権を設定するという事でした訳ですが、従来もう非常に良く管理をされて作っておられまして、本人のS・Hさんは認定農家でもございますし、非常に意欲のある方でございます。何ら問題は無いと思われまして。

議長

ありがとうございました。

次に、受付番号25号についてを、7番 牧原委員、お願いします。

7番
牧原委員

ご報告します。Mさんは何年か前に1ぺん出したことがあったんですが、いまTの方に帰られまして、今回またMさんののを借りたいということで電話を頂き

7番
牧原委員

まして、新規で利用権を結びました。Mさんはシルバーに行く傍らで農業の方もやって行きたいということで、インゲン、露地野菜等もいま手掛けております。Mさんから畑を借りてくれんかということで言われまして、今年はまだ小作料金は一応今年は0、来年から1万円ということで話がしてあります。

ちょっと畑が荒れておりましたので、それをちゃんとする傍ら、今年はまだ小作料は無しということで話をしまして来年からということにしました。Mさんの方はトラクター、管理機持っていらっしやいまして、何ら問題は無いかと思われまます。よろしくお願いをいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、受付番号26号から28号について、10番 平原委員、お願いいたします。

10番
平原委員

報告します。Kさんの分は以前はお父さんのKさんの方に契約していたんですが、今回、息子のKさんの方に変えるとういことで、このように上がってきた分でございます。Kさんにつきましては、ピーマンの専業でハウスも沢山持っていられっしやいます。能力等は充分備えておられるし、認定農家でもあられますし問題は無いかと思ひます。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、受付番号21号から28号について、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

4番
木原委員

親子間で契約するというのは、次のFさんも兄弟でするんですけども、何かしなきゃならない理由があつたんですか。

事務局

補助事業の関係です。ピーマンを作つていらっしやってハウスに機械導入を何人かですられるということで、機械導入を生産組合でするのに名義を変えていないので、利用権でということ。

4番
木原委員
議 長

解りました。

他に質疑はありませんか。

委 員

(委員の中から「なし」の声)

議 長

質疑なしと認めます。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地

議 長 利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号 21号から 28号までを採決します。

お諮りします。

議案第 6号のうち、受付番号 21号から 28号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 （委員の中から「異議なし」の声）

議 長 異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第 13条第 4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号 21号から 28号については、原案のとおり決定しました。

議 長 次に、「議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第 13条第 4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号 29号から 34号までを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第 6号 農業経営基盤強化促進法第 13条第 4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号 29号から 34号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号 29号の貸し人は、F・Hさん、R自治会在住の方です。

申請地は、

馬場字山之口ノ上 2208番 1、現況地目は田、地籍は 1、467㎡です。

貸付期間は、平成 26年 5月 21日から平成 36年 12月 14日まで、使用貸借のため小作料は発生しません。

借り人は、F・Sさん、R自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員 9名、従事者 4名、雇用が 2人で年間 100日、

自作地 5,661㎡、小作地 7,758㎡で、ピーマン、ミニトマト、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は 300日です。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、管理機、茎葉処理機、芋掘機、各 1台、動噴 3台となっています。

担当調査員は、15番 落司委員です。

事務局 次に、受付番号 30号から 33号について説明いたします。

この 4件の貸し人は、I・Mさん、S自治会在住の方です。

事務局

申請地は、

30号が、神川字帰り山6399番1、現況地目は畑、地籍は2, 512㎡

31号が、神川字金吹谷岡6413番1、現況地目は畑、地籍は3, 346㎡

32号が、神川字金吹谷岡6418番9、現況地目は畑、地籍は2, 423㎡

33号が、神川字金吹谷岡6418番10、現況地目は畑、地籍は2, 582㎡

で、4筆の合計は、10, 863㎡となっています。

貸付期間は、平成26年5月21日から平成31年12月14日までで、小作料につきましては、30号が4万円、31号が6万円、32号、33号がそれぞれ4万円となっています。

借り人は、N・Tさん、D自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者2名、補助者2名、雇用が1人で年間265日、自作地23, 524㎡、小作地22, 958㎡で、トレビス、キャベツ、スイートコーンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日です。農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機、ライムソロー、動噴が各1台となっています。

担当調査員は、16番 畠中委員です。

事務局

次に、受付番号34号について説明いたします。

貸し人は、Y・Sさん、K市在住の方です。

申請地は、馬場字中西谷6356番2、現況地目は畑、地籍は6, 834㎡です。

貸付期間は、平成26年5月22日から平成31年12月14日までで、小作料は6万円となっています。

借り人は、O・A人さん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、雇用が3人で年間200日、

自作地43, 286㎡、小作地5, 479㎡で、甘しょを主体とした経営をされています。

農業従事日数は280日です。農業機械の所有状況は、トラクター2台、管理機、動噴、トラックが各1台となっています。

担当調査員は、18番 安水委員です。

なお、本件につきましては、耕作放棄地解消推進事業による利用権の設定であります。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

まず、受付番号29号について、15番 落司委員、お願いいたします。

15番
落司委員

報告いたします。F・HさんとF・Sさんは親子でございまして、これは使用貸借ということで小作料は発生しておりません。補助事業で機械を入れるということ

15 番
落司委員

の中で、このような形になりました。Sさんは認定農家でもありますけれども、施設園芸を中心に頑張っていると思います。農機具等もいろいろ準備されていると思います。以上で終わります。

議 長

ありがとうございました。
次に、受付番号30号から33号について、16番 畠中委員、お願いいたします。

16 番
畠中委員

N・T君とI・Mさんは親戚関係にありまして、ちょっと荒地になっておりました土地をT君が借りまして、キャベツを植えるそうです。農業に対する意欲と能力があり、何ら問題無いと思います。N・T君は認定農家に？

事務局

はい。先月なりました。

議 長

ありがとうございました。
ただ今、受付番号29号から33号について、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

2 番
鈴委員

小作料金が、周りからすれば高いような感じがするんですが、何か理由がありますか。

16 番
畠中委員

僕も高いなあと思ったんですけども、Mさんを考慮して高くなっているんじゃないかと自分なりに思ったんですけども、南部開発地でもあるし。

7 番
牧原委員

反当で言ったら1万8千円やっどがあ。

2 番
鈴委員

周囲と比べてどうなんですか。その辺。

事務局

地代の件なんですけど、若干高いように思っているんですけども、実はIさんの方が南部開発地ですので債権があるんですけど、ちょっと滞納をされたいまして、それをMさんの方がこの地代で払うということで若干高めに設定してあります。

これを改良区の方に一応提示してですね、改良区の方と相談をしていますので、それで若干高めになっています。

今後はこれを基準にするということは無ないようにします。

2 番
鈴 委員

私が聞いたのは、今後これが基準になるんじゃないのということで聞いたわけ

事務局 あくまでもこれは従弟、親戚ということで、このお金を賃借料で納めるということをしてIさんの方と話をされて、改良区とも相談を受けてされていますので。

議長 他にありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号29号から33号までを採決します。

お諮りします。

議案第6号のうち、受付番号29号から33号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号29号から33号については、原案のとおり決定しました。

議長 次に、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号35号から44号までを議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号35号から44号について、説明いたします。

事務局 まず、受付番号35号から38号について、説明いたします。

この4件の貸し人は、S・Nさん、K自治会在住の方です。

申請地は、

35号が、神川字陣ノ尾4436番1、現況地目は畑、地籍は5、428㎡

36号が、神川字陣ノ尾4436番2、現況地目は畑、地籍は315㎡

37号が、神川字陣ノ尾4436番3、現況地目は畑、地籍は2、329㎡

38号が、神川字陣ノ尾4435番2、現況地目は畑、地籍は1、192㎡

事務局

で、4筆の合計が、9,264㎡となっています。

貸付期間は、平成26年5月22日から平成31年12月14日まで、小作料は全部で3万円となっています。

借り人は、T・Kさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、補助者1名で、自作地1,232㎡、小作地1,518㎡で、野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日です。農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラックが各2台、耕運機、バインダー、ハーベスターが各1台となっています。

なお、この4筆につきましても、耕作放棄地解消推進事業による利用権の設定であります。

事務局

次に、受付番号39号について、説明いたします。

貸し人が、N・Aさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字北鶴2660番、現況地目は田、地籍は209㎡です。

貸付期間は、平成26年5月21日から平成28年12月14日までで、小作料は2千円となっています。

借り人は、K・Sさん、K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、従事者1名、補助者1名で、自作地9,225㎡、小作地1,660㎡で、水稻、玉ねぎ、そばを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日です。農業用機械の所有状況は、トラクター3台、コンバイン、乗用田植機、乾燥機、軽トラック各1台となっています。

事務局

次に、受付番号40号について説明いたします。

貸し人が、N・Aさん、K自治会在住の方です。

申請地は、神川字寺ノ上4860番5、現況地目は畑、地籍は1495㎡です。

貸付期間は、平成26年5月21日から平成29年12月14日までで、小作料は7千円となっています。

借り人は、F・Yさん、K在住の方です。

経営状況は、世帯員2名、従事者1名、補助者1名で、小作地2,265㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日です。農業用機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック各1台となっています。

受付番号35号から40号までの担当調査員は、19番 徳永委員です。

事務局

次に、受付番号41号について説明いたします。

貸し人が、A・Mさん、S自治会在住の方です。

申請地は、田代麓字新田5081番2 現況地目は田、地籍は680㎡です。

貸付期間は、貸付期間は、平成26年6月1日から平成31年12月14日ま

事務局 でで、使用貸借のため小作料は発生しません。
 借り人は、U・Aさん、U自治会在住の方です。
 経営状況は、世帯員1名、従事者1名、自作地2, 945㎡、小作地11, 373㎡で、生産牛を主体とした経営をされています。
 農業従事日数は365日です。農業用機械の所有状況は、トラクター2台、ロールベアラ、ロータリーテッダー、ヘイメーカー、モア各1台となっています。

事務局 次に、受付番号42号、43号について説明いたします。
 貸し人が、A・A子さん、S自治会在住の方です。
 申請地は、
 42号が、田代麓字新田5083番1 現況地目は田、地籍は524㎡
 43号が、田代麓字新田5083番3 現況地目は田、地籍は1, 185㎡
 で、2筆の合計が1, 709㎡となっています。
 貸付期間は、貸付期間は、平成26年6月1日から平成31年12月14日までで、使用貸借のため小作料は発生しません。
 借り人は、41号と同じ、U・Aさんです。

事務局 次に、受付番号44号について説明いたします。
 貸し人が、K・Yさん、S自治会在住の方です。
 申請地は、田代麓字新田5082番1 現況地目は田、地籍は702㎡です。
 貸付期間は、貸付期間は、平成26年6月1日から平成31年12月14日までで、小作料は3千円となっています。
 借り人は、41号と同じ、U・Aさんです。
 受付番号41号から44号までの担当調査委員は、20番 基委員です。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

 まず、受付番号35号から40号について、19番 徳永委員、お願いいたします。

19番
徳永委員 報告いたします。35号から38号までのS・Nさんの土地ですが、先ほど話がありましたとおり、耕作放棄地解消事業で利用権設定を結ぶこととなります。この土地は2年前ちょっと問題土地で、道路が狭いとか、色々ありまして荒れていたんですが、T・Kさんが利用しようということで、契約が成立した内容です。Kさんの方は、奥さんと二人で色々自作地・小作地含めて作業されていますので、問題ないと思います。

19番
徳永委員 39号の関係ですが、現在耕作されているKさんの方とNさん、利用権設定を結んで新規の事業ということで進めております。Kさんの方、現在耕作している

19 番
徳永委員

と言いましたけれど、隣の田んぼがKさんで、Nさんの方から隣のKさんに利用してもらったらどうかということで、Kさんと話をして利用権設定を結んだところでは。

Kさんの方は、田んぼ畑含めて米・インゲン・そばを中心に作業されておられて、良く土地の管理もされておられますので問題ないと思います。

19 番
徳永委員

40号が、N・Aさんと契約されていた前の方が病気になりまして、続けることができないということで解約の申し出がありました。誰か良い人がいないかということでF・Yさんをお願いしたところでは。

F・Yさんは、自作地は持ってありません。そして小作地ですけども、いま農業専従で小作地を広げながらして行くまだ50そこそこの若い人ですので、彼の方をお願いしたところ、「やりましょう」ということで40号の土地を契約して頂きました。

小作地を4か所持っていますが、すべて良く管理をしています。頑張っておられますので、これからも面積を広げて行くということで期待の持てる青年ですから、審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

次に、受付番号41号から44号について、20番 基委員、お願いいたします。

20 番
基 委員

ご報告いたします。41から44番まで一緒に説明いたします。と言いますのは、この地番、これは同じところがございます。448のS集落の上手の方に200mぐらい上がったところにあります。

このU・Aさんは48歳で、飼育牛を8頭もっておられまして、一人で頑張っておられます。2か月ぐらい前、他の分の利用権設定もされました、また認定農業者にもなられたわけですけども、良く管理されています。そういった意味からしまして非常に好青年じゃないかと思えます。

44番、このKさんの分でございますけれども、これも去年までは他の人が作っておられて利用権設定はされておられませんでした。しかし今回、新規で利用権設定をするということで話をしましたところ、固定資産税の土地の分だけでも頂けませんでしょうかということで、Uさんに相談しましたところ、「良いですよ。」ということで、この件だけは3千円ということで決定をしました。以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただ今、受付番号35号から44号について、それぞれの担当委員から調査報告がありましたが、なにか質疑ありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号35号から44号までを採決します。

お諮りします。

議案第6号のうち、受付番号35号から44号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号35号から44号については、原案のとおり決定しました。

議長 ここで、18番 Y委員の退席を求めます。

(Y委員退席)

議長 次に、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号45号、46号を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号45号、46号について説明いたします。

貸し人が、K・Iさん、I自治会在住の方です。

申請地は、

45号が、田代麓字飯牟田2223番1 現況地目は田、地籍は1,597㎡

46号が、田代麓字飯牟田2223番2 現況地目は田、地籍は950㎡

で、2筆の合計が2,547㎡となっています。

貸付期間は、平成26年6月1日から平成31年12月14日までで、小作料は10アール当たり5千円となっています。

借り人は、Y・Yさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員4名、従事者3名、自作地28,131㎡、

小作地43,623㎡で、甘しょ、干大根を主体とした経営をされています。

事務局 農業従事日数は300日です。農業用機械の所有状況は、トラクター3台、管理機、軽トラックが各2台、ツル払い機、カンショハーベスター各1台となっています。

45号、46号の担当調査員は、2番 鈴委員です。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。

まず、受付番号45号、46号について、2番 鈴委員、お願いいたします。

2番 鈴委員 皆さんご存じのとおり、Y・Yさんは認定農業者でN委員でもあられます。非常の農業に対して頑張っていらっしゃる方で、何ら問題はないと思います。

よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今、受付番号45号、46号について、担当委員から調査報告がありましたが、質疑ありませんか。

委員 (委員の中から「なし」の声)

議長 質疑なしと認めます。

「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号45号、46号までを採決します。

お諮りします。

議案第6号のうち、受付番号45号、46号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員 (委員の中から「異議なし」の声)

議長 異議なしと認めます。

したがって、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」のうち、受付番号45号、46号については、原案のとおり決定しました。

議長 ここで、18番 Y委員の入室を求めます。

(Y委員入室)

議長 ここでしばらく休憩します。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 「議案第7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 説明いたします。この下限面積の見直しに係る意思決定につきましては、毎年協議して頂いておりますが、農地法第3条第2項第5号によりますと、都道府県は50aとされていますが、かっこ書きに、農業委員会が、別段に面積を定めることができるかとされていますので、錦江町全域について、下限面積の意思決定を行うものです。
以下、資料により説明

議 長 ただいま事務局から説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 (委員の中から「なし」の声)

議 長 質疑なしと認めます。

「議案第7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」を採決します。

お諮りします。

議案第7号は、下限面積を30aとすることにご異議ありませんか。

委 員 (委員の中から「異議なし」の声)

議 長 異議なしと認めます。

したがって、「議案第7号 農地法第3条第2項第5号の下限面積見直しに係る錦江町農業委員会の意思決定について」は、下限面積を30aとすることに決定しました。

議 長 次に、「議案第8号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・強化について」を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 説明いたします。本件につきましては、3月の定例総会で協議して頂きまして、字句の訂正等を行いまして、5月9日まで意見募集ということで、町のホームページに掲載いたしました。寄せられた意見等は1件も無かったところがございます。
内容については、3月で十分審議をして頂いていると思いますので省略をさせていただきます。
このままでよろしいかということで、ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

委 員 　　(委員の中から「なし」の声)

議 長 　　質疑なしと認めます。

「議案第8号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・強化について」を採決します。

お諮りします。

議案第8号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 　　(委員の中から「異議なし」の声)

議 長 　　異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第8号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・強化について」は、原案のとおり決定しました。

議 長 　　次に、「議案第9号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動(案)について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 　　ご説明申し上げます。本件につきましても、3月定例総会で協議して頂いたものでございますが、語句の訂正等を行い提案するものでございます。

資料は39ページからですが、内容等については、語句を訂正しただけで、3月に提案したものと内容等は変わっていません。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

委 員 　　(委員の中から「なし」の声)

議 長 　　質疑なしと認めます。

「議案第9号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動(案)について」を採決します。

お諮りします。

議案第9号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員 　　(委員の中から「異議なし」の声)

議 長 　　異議なしと認めます。

したがいまして、「議案第9号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動

(案) について」は、原案のとおり決定しました。

議 長

以上で、平成26年度第2回錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

番

番

議事録調整者 窪 和人